

投資信託電子交付サービス取扱規定

第1条（規定の趣旨）

- 1 この規定は、株式会社百五銀行（以下「当行」といいます。）が、第2条1で定めるお客さまへ交付する書面について、紙媒体に代えて電磁的方法により提供（以下「電子交付」といいます。）するサービス（以下「本サービス」といいます。）に関して、その取扱等を定めたものです。
- 2 この規定で対象とするサービスには、「百五ダイレクトバンキングサービス」および「105 スマホ投信」にて提供する【電子交付サービス】に加え、届出の携帯電話番号へのショートメールまたは電子メールアドレスに対する【メール交付サービス】を含みます。

第2条（対象書面）

- 1 【電子交付サービス】において、当行が電子交付により提供する書面は、次に掲げる書面とします。
 - （1）取引報告書
 - （2）取引残高報告書
 - （3）運用報告書
 - （4）取引内容等を記載した書面のうち当行が定めるもの
 - （5）金融商品取引法その他関係法令の改正等により交付が義務付けられた上記に準ずる書面。
 - （6）上記（1）から（5）に該当しない書面のうち、当行が電子交付により提供することを定めたもの
- 2 【メール交付サービス】において、当行が電子交付により提供する書面は、次に掲げる書面とします。
 - （1）交付目論見書
 - （2）目論見書補完書面
 - （3）重要情報シート
 - （4）金融商品取引法その他関係法令の改正等により交付が義務付けられた上記に準ずる書面
 - （5）上記（1）から（4）に該当しない書面のうち、当行が電子交付により提供することを定めたもの
3. お客さまが【電子交付サービス】の利用を申込みした場合、お客さまが当行を通じて保有するすべての投資信託および公共債の対象書面が電子交付されます。
※公共債に関する対象書面の電子交付については、投資信託口座をお持ちのお客さまで、本サービスのお申込みをしているお客さまのみが対象となります。

第3条（電子交付の方法）

1. 【電子交付サービス】

当行は、「百五ダイレクトバンキングサービス」および「105 スマホ投信」のお客さま情報と当行データベースの閲覧ファイルをリンクさせ、当該閲覧ファイルに対象書面の記載事項を記録して、お客さまによる閲覧を可能とする方法により紙媒体による対象書面の交付に代えて当該書面の記載事項をお客さまへ提供するものとします。

2. 【メール交付サービス】

当行は、販売担当者が対面で投資信託を提案・販売する際、お客さまの承諾を得たうえで、当行所定の「メール交付サービス(目論見書などの契約締結前交付書面を電磁的な方法で交付するサービス)」により、紙媒体による対象書面の交付に代えて、当該書面の記載事項を、届出の携帯電話番号へのショートメールまたは電子メールアドレスを通じて、お客さまへ提供するものとします。

3. 本サービスにおいて、書面の記載事項を記録する閲覧ファイルは、PDF 形式のファイル閲覧用ソフトであるアドビシステムズ社の AdobeReader 等のファイル（以下、対象書面の記載事項を記録した PDF 形式の閲覧ファイルを「電子書面」といいます。）とします。

第4条（申込）

1. 次の各号すべてに該当する場合に【電子交付サービス】の申込みができるものとします。

- (1) 「百五ダイレクトバンキングサービス」および「105 スマホ投信」において「投信取引口座」の登録申込みをしていること
- (2) インターネットを利用できること
- (3) お客さまが使用する電子計算機（パソコン等）において、PDF ファイルの閲覧用ソフトであるアドビシステムズ社の AdobeReader 等が利用可能であること
- (4) お客さまが本取扱規定を承諾すること

2. 【電子交付サービス】の利用を希望されるお客さまは、「百五ダイレクトバンキングサービス」または「105 スマホ投信」の該当ページまたは窓口にて所定の方法により申込み、当行がこれを承諾し、所定のシステム登録を行った後、本サービスを利用できるものとします。

3. 当行は、お客さまにあらかじめ通知することなく、申込み方法を追加あるいは変更することがあります。

4. 【メール交付サービス】の利用を希望されるお客さまは、対面にて口頭でサービス利用に同意することで、第2条で定める帳票を第3条で定める方法で受け取ることができます。

第5条（【電子交付サービス】における取扱い）

お客さまは、【電子交付サービス】について、次の取扱いに同意するものとします。

1. 電子書面による交付は、対象書面の作成基準日が本サービスの利用期間中であること
2. 電子書面により交付された対象書面（作成基準日が到来し電子交付することが確定している書面を含む。）について、紙媒体での再交付は行われな

3. 紙媒体により交付された対象書面（本サービス利用開始前に作成基準日が到来し紙媒体で交付することが確定している書面を含む。）について、電子書面での再交付は行われ
ないこと
4. 法令の変更、監督官庁の指示、または当行が合理的と判断した場合には、本サービスの
利用期間中であっても電子書面による電子交付ではなく紙媒体により交付する場合があ
ること

第6条（閲覧可能期間）

1. お客さまは、本サービスを利用して閲覧した電子書面について、当該書面が閲覧可能とな
った日から5年間閲覧することができるものとします。
2. 当行は、前項の規定にかかわらず、次の場合には前項に定める日以前に電子書面の閲覧
を停止することができるものとします。
 - （1） 電子書面の記載事項を紙媒体により交付した場合
 - （2） お客さまの承諾を得て、他の電磁的方法（本サービスで定める電子交付の方法以外
のものを含む。）により交付する場合（ただし、お客さまの電子計算機（パソコン等）
に記録される場合またはこれに準ずる場合に限ります。）
 - （3） お客さまが、当行が定める方法により電子書面の消去の申出をし、かつ当行がこれを了
承した場合
 - （4） 投信取引口座の変更が行なわれた場合
 - （5） 第7条に該当する事項が発生した場合

第7条（解除）

1. 本サービスは、次の各号に該当する場合には、解除されるものとします。
 - （1） お客さまから本サービスを中止する旨の申し出があった場合
 - （2） 「百五ダイレクトバンキングサービス」の契約解除および「百五銀行スマホバンキングアプ
リ」の利用解除が行われた場合
 - （3） 「百五ダイレクトバンキングサービス」および「105 スマホ投信」における「投資信託取引
口座」の利用解除が行われた場合
 - （4） 次に掲げるいずれかの事由またはその他の止むを得ない事由により当行が本サービスの
解除を申し出た場合
 - ① お客さまがこの規定で定める内容に違反したとき
 - ② お客さまが当行への届出事項等につき、虚偽の届出を行っていたことが判明した場合
 - ③ お客さまが第4条1のいずれかの要件を欠くに至った場合
 - ④ お客さまが電子交付による記載事項の閲覧ができない状況であると当行が判断した場合
 - ⑤ 上記のほか、お客さまによる電子交付のご利用が不適當であると当行が判断したとき
 - （5） 当行が本サービスを終了した場合

2. お客さまは、当行が定める方法により本サービスの中止を申し出ることができ、この場合、当行はお客さまの申出を承諾するものとします。

3. 本サービスが解除された場合、お客さまから電子交付を行った記載事項を消去する指図があったものとみなし、消去する場合があります。

第8条（電子交付の方法の変更）

1. 当行は、お客さまにあらかじめ通知することなく、法令に反しない範囲で電子交付の方法を変更することがあります。

2. 当行は、前項にて定める変更により生じたお客さまの損害については、その責を負わないものとします。

第9条（電子交付の停止）

1. 当行は、電子情報処理組織の緊急点検の必要性またはその他の合理的理由に基づき、お客さまにあらかじめ通知することなく電子交付の全部または一部のサービスを停止することがあります。

2. 当行は、前項にて定める電子交付の停止により生じたお客さまの損害については、その責を負わないものとします。

第10条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合にお客さまに生じた損害について、一切その責めを負わないものとします。

1. お客さまが、本サービスの利用申込に際して、虚偽の申告または第4条1に反し当行に申込みを行ったことにより生じた損害

2. 通信回線、通信機器、コンピュータシステム及び機器等の障害による電子交付の遅延、誤作動、不能により生じた損害。ただし、当行の故意または重大な過失により生じた損害については、この限りではありません。

第11条（準拠法・合意管轄）

この規定に関する準拠法は日本国法とします。この規定に関し、お客さまと当行との間で生ずる訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第12条（他の規定・約款との関係）

この規定に定めのない事項については、「投資信託受益権振替決済口座管理規程」「投資信託累積投資約款」「百五積立投信取扱規定」「特定口座および特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する規程」「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」等、お客さまに適用されるその他の約款・規程により取り扱います。

第 13 条（本取扱規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前記 1 の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

2016 年 3 月

2025 年 1 月 改定

2025 年 5 月 改定